

各位

会社名 株式会社倉元製作所
代表者名 代表取締役社長 鈴木 聡
(コード番号 5216)

問合せ先 取締役経営管理部長 関根 紀幸

電 話 0228 - 32 - 5111

事業再生ADR手続における第1回債権者会議の成立・同意及び 2019年12月期決算発表の遅延見込みに関するお知らせ

当社は、2019年12月25日付「事業再生ADR手続の正式申請及び受理に関するお知らせ」に記載のとおり、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）のもとで事業再生に取り組んでおり、本日、第1回債権者会議を開催しました。また、2019年12月期決算短信の開示につきまして、決算期末後50日を越える見込みとなりましたので、下記のとおりお知らせします

記

1. 概要

当社は、2019年12月25日、事業再生ADR手続の取扱団体である一般社団法人事業再生実務家協会（以下「事業再生実務家協会」といいます。）との連名で、すべてのお取引金融機関様に対して、「一時停止の通知書（借入金元本の返済一時停止等）」を送付いたしました。

本日、事業再生ADR手続の対象債権者となるすべてのお取引金融機関様の出席のもと、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を開催いたしましたところ、同会議は無事成立し、すべてのお取引金融機関様から「一時停止の通知書（借入金元本の返済一時停止等）」について同意（追認）を得るとともに、一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長することにつきご承認をいただきました。また、事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）及び事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）の開催日時についても、後述するスケジュールのとおりご了承いただきました。

今後は、事業再生ADR手続の中で、すべてのお取引金融機関様と協議を進めながら、公平中立な立場にある事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定し、事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）にて、すべてのお取引金融機関様の同意による成立を目指してまいります。

2. 今後のスケジュール

事業再生ADR手続に関するスケジュールは、以下のとおり予定しております。ただし、手続の進捗状況等により、変更される可能性があります。

2020年2月7日	第2回債権者会議 (事業再生計画案の協議)
2020年3月6日	第3回債権者会議 (事業再生計画案の決議)

3. 2019年12月期決算発表の遅延見込みについて

当社の2019年12月期決算につきましては、当社の所有する固定資産の減損処理に関し、上記事業再生計画案が将来キャッシュ・フローの見積金額に影響を与え、減損損失の計上額が定まらないことなどから、決算の確定が上記事業再生計画案の決議後となる見込みです。これに伴い、当社の2019年12月期決算短信の開示は、決算期末後50日を越える見込みです。

以 上